

不正防止計画の策定

株式会社ウィリルモバイル

公的研究費の執行に関し、不正を発生させる要因を把握し、適正な予算の執行を促進するために、不正防止計画を次のとおり策定する。

公的研究費の不正防止計画

研究費の不正使用には、いわゆる「預け金」、「カラ謝金」、「カラ出張」といった裏金の検出、会計年度を越えた使用や本来の研究目的を外れた使用、他の資金との混用・流用、虚偽の受給資格による応募等があり、執行面での規則違反を防止するために、当社では、次のとおり不正防止計画を策定し、実施する。

1. 適正な予算執行の管理

予算執行が年度末に集中したり、執行の遅れがないか予算管理システム等を通じて常に把握に努め、問題が生じている場合は、必要に応じて研究者等にその理由等を確認するとともに、早期執行を促す。

2. 物品等検収

別に定める「納入検収体制について」に基づき、確実な納入検収を行う。

3. 旅費の事実確認

別に定める「旅費の事実確認等体制について」に基づき、確実な旅費の事実確認を行う。

4. 謝金の事実確認及び非常勤雇用者の勤務実態の確認

別に定める「謝金等の事実確認等体制について」に基づき、確実な謝金の事実確認及び非常勤雇用者の勤務実態の確認を行う。

5. 内部監査等の実施

公的研究費の適正な執行を行うため、監査チームは、監査計画に従って内部監査を実施し、財務部監査担当は、日常の書類チェック及び「監査実施要項・要領」に基づく随時監査を実施する。

6. 相談窓口、通報（告発）窓口

公的研究費の使用等に関する相談等に応じるために、管理部を相談窓口として設置する。

また、研究費の不正に係る通報（告発）窓口も同様とする。

7. 社員への周知・徹底

本要項及び不正使用防止に係る諸規程等の周知を徹底し、啓発を行うために、説明会等を開催する。

また、公的研究費に採択された研究者に、関係規則等を遵守する旨の確認書の提出を求める。

8. その他

公的研究費の不正防止計画は上記のとおりであるが、実施内容等については公的研究費不正防止推進委員会において定期的に見直しを行うこととする。

計画策定日 平成 22 年 2 月 15 日